

# ベトナム企業法務の基礎知識

～ベトナムに生産拠点を移管する際に実務上留意すべき点を中心に～

講師 <sup>あわづたくろう</sup> 栗津卓郎 氏 曾我法律事務所パートナー  
弁護士・ニューヨーク州・カリフォルニア州弁護士

日時 2019年8月1日(木) 午前9時30分～12時30分

米中貿易摩擦の影響を受けた日本企業による中国から東南アジア諸国への生産拠点の移管が多く、日本企業によって検討又は実行されているところ、社会主義国家なれど米国への脅威とは現状なり難しいベトナムも有力な移転先候補の1つであるといえる。

約15年の実務経験上、日本企業又は日系企業がベトナムに生産拠点を移管又は新設する際に頻繁に問題となる点を中心に、ベトナムの企業法務の基礎知識について解説する。

1. 近年のベトナムの対内直接投資の現状
2. ベトナム進出に関する主な国際条約の内容及び現状
  - 2-1 WTO
  - 2-2 TPP11
  - 2-3 日アセアン包括的経済連携(AJCEP)
  - 2-4 日越経済連携協定(JVEPA)
  - 2-5 租税条約
3. 中国からベトナムに生産拠点を移管するメリット及びデメリット
4. ベトナムに現地法人を設立する条件及び手続
5. ベトナムに現地法人を設立する際に受けられる主な優遇税制等
6. ベトナムの企業法上留意すべき点
7. ベトナムの外為規制上留意すべき点
8. ベトナムの契約法務上留意すべき点
9. ベトナムにおいて土地使用权又は建物を購入又はリースする際に留意すべき点
10. ベトナムの労働法上留意すべき点
11. ベトナムの環境規制上留意すべき点
12. ベトナムの競争法上留意すべき点
13. ベトナムの贈賄禁止等について留意すべき点
14. ベトナム投資からの撤退の条件、手続及び留意すべき点

～質疑応答～

【講師紹介】1999年 弁護士登録(第二東京弁護士会) 司法修習51期。2003年 米国ニューヨーク州、カリフォルニア州 弁護士登録。1997年 東京大学法学部卒業。1997年 司法修習生(～1999年)。2002年 米国・Tulane Law School 卒業(LL.M)。2003年 経済産業省通商機構部に出向(2004年12月末まで)。2009年 国際経済法学会会員。2009年 国際知財制度研究会 委員。主な著書、論文 ・「ベトナム重要新法令ニュース」(国際商事法務)(連載)、「ベトナム法務 ここが知りたい Q&A」(NNA)(連載)、「ベトナム法務ハンドブック」(第2版)(中央経済社)。受賞歴 ・Who's Who Legal Japan 2019, ・Chambers Global 2019, ・Chambers Asia-Pacific 2019, ・Best Lawyer, Lawyer of the Year 2019

※ 録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 金融財務研究会 <https://www.kinyu.co.jp>  
Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>  
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>  
Blog : <https://kinyu.co.jp/blog/>



開催日

2019年8月1日(木)  
9:30~12:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム

東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8

TEL 03-5651-2030

地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅

6番出口より徒歩1分

(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,500円

(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいた

だいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合は

その旨ご記入下さい。

申込先

金融財務研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル

TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申込いただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および経営調査研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)ご記入いただきました個人情報は、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱 UFJ 銀行 本店	1642356	三井住友銀行 本店営業部	7397637
三菱UFJ信託銀行 本店	2818151	みずほ銀行 東京営業部	1427715
三井住友信託銀行 本店営業部	2993982	りそな銀行 東京営業部	1693669

切らずにこのままお送り下さい

FAX 03-5695-8005

ベトナム企業法務の基礎知識

8 / 1

## 参加申込書

2019年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

\*セミナーコード 1401 (Law-k191401)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。